

第2章

地震災害応急対策計画

第1節 防災活動体制の整備

地震は、風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後、極めて短時間に起動する体制づくりを常に整備しておく必要がある。しかし、職員が被災すること、また交通が途絶すること等により、職員も迅速に参集できない場合があり、さらに、防災中枢機能そのものが被災する可能性がある。その厳しい条件のなかで、初動時に必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

市本部・市支部の運用及び職員の動員は、一般対策編第2章第1節「市本部活動体制計画」に、市職員以外の奉仕団、技術者の雇上げ等による動員については、同第2節「災害労務対策」に準ずる。ただし、地震災害時（東海地震情報対応時含む。）における、市本部・市支部の設置基準及び職員の配備体制については、以下による。

1 市災害対策本部の設置基準

市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 市域で震度5弱の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。
- (2) 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 市域で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。
- (4) 東海地震注意情報が発令され、市長が必要と認めたとき。
- (5) 東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき。

2 配備体制

地震災害発生時における配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

地震発生時動員体制

体制	準備体制	警戒体制	非常体制
基準	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で市内に設置している地震計が震度3・4の地震の発生を感知したとき 	<ul style="list-style-type: none"> システムで市内に設置している地震計が震度5弱の地震発生を感知したとき システムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の地震を感じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> システムで市内に設置している地震計が震度5強以上の地震発生を感知したとき システムの感知にかかわらず、市内で震度5強程度以上の大地震を感じたとき
体制をとる班	本所	<ul style="list-style-type: none"> 全部長 部長が指名する班長 班長が指名する班員 上記以外の職員は自宅待機とする（注2） ※緊急初動班	<ul style="list-style-type: none"> 全部長 全班長 班長が指名する班員 上記以外の職員については、居住地の支部へ派遣する（注2） ※緊急初動班
	支所	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 活動班 ※震度3の場合で、勤務時間外は、宿日直者（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> 全班長 班長が指名する班員 上記以外の職員は自宅待機とする（注3） ※緊急初動班
摘要		<ul style="list-style-type: none"> 地震発生と同時に災害警戒本部は自動設置 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置 	地震発生と同時に災害対策本部は自動設置
情報の収集・報告	震度3・4の場合		震度5弱の場合
	各支所の防災担当職員による被害調査の実施 ↓ 被害あり → 警戒体制へ ↓ 被害なし 報告後通常勤務 〔時間外の場合〕は報告後解散		各支所の総務班及び市長が指名した職員による被害調査の実施 ↓ 被害あり → 非常体制へ ↓ 被害なし 報告後通常勤務 〔時間外の場合〕は報告後解散
措置内容	<ol style="list-style-type: none"> 地震に関する情報の措置 被害情報の把握 被害情報の本所への報告 必要に応じて関係機関等への通報 必要に応じて支所長及び総務部長等への報告 初期災害応急対策 災害情報に関する広報 	<ol style="list-style-type: none"> 地震に関する情報の収集 被害情報の把握 被害情報の本所への報告 関係機関等への通報 支所長及び総務部長等への報告 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること 初期災害応急対策 災害情報に関する広報 	全職員が参集途上において被害調査を実施
			全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施

注1：宿日直者のマニュアルにより運用する。

注2：本部の各部及び各班のマニュアルにより運用する。

注3：支所のマニュアルにより運用する。

第2節 災害応援要請

中枢機能が麻痺すると、従来の応援要請第一主義では立ちゆかなくなり、自主出動の必要性が生じ、応援内容をあらかじめ具体的に定めておかないと、とっさのとき役立たないので、自衛隊その他の防災関係機関及び隣接市とは、平時から連絡を密にし、防災訓練等の共同実施によりその連携の強化を図る。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

一般対策編第2章第3節「自衛隊派遣要請計画」に準ずる。

2 相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村とは、次の相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

- (1) 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-6-3参照）
- (2) 岐阜県広域消防相互応援協定書（資料2-5-6参照）

3 その他の活動に関する応援要請

- (1) 県等に対する応援要請

市において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求める。（災害対策基本法第68条）

- (2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第67条）

- (3) ヘリコプターの派遣要請

市長（消防長）は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の消防ヘリコプター又は防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (4) 応援の受け入れ体制の整備

市は、応援を求めた場合、必要に応じてその受け入れ体制を整備する。

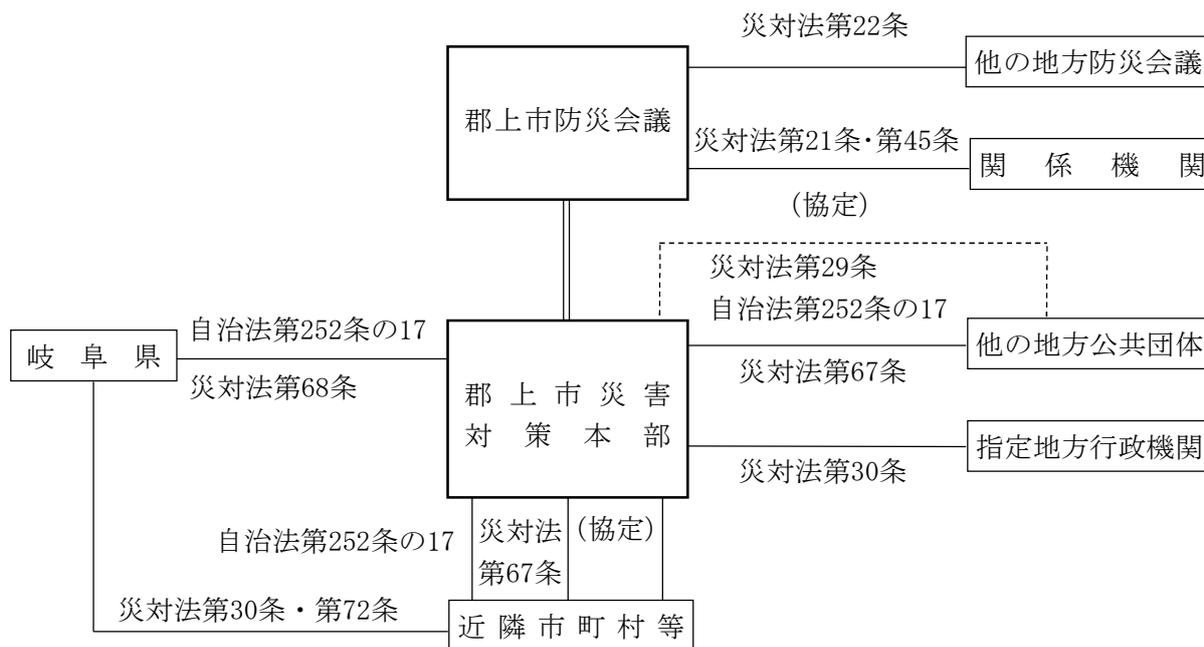
4 応援要請を受けた場合

地震により、県及び他市町村から応援要請を受けた場合は、市は応援内容を確認するとともに、本市の被害状況を調査後、応援が可能と市長が判断した場合は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-6-3参照）に基づき、応援を実施する。

5 応援拠点等の指定

市は、あらかじめ指定した活動拠点候補地（資料6-3参照）と、一時集積配分拠点（資料6-2参照）の中から、応援部隊の配置、支援物資の配分計画等に応じた拠点を定め、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊及び支援物資を迅速かつ円滑に受け入れる体制を整える。

地震災害発生時における広域応援の体系



- ・ 地方自治法第252条の17（職員の派遣）
- ・ 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
- ・ 災害対策基本法第22条（地方防災会議等相互の関係）
- ・ 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- ・ 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
- ・ 災害対策基本法第45条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
- ・ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- ・ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）

第3節 地震災害情報の収集・伝達

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには、報道機関や市町村等を通じての情報提供が不可欠であり、総括的で迅速な情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災者へのきめ細かい情報の提供を実施する。

1 地震情報の受理伝達

気象庁及び岐阜地方気象台が発表する地震情報等の受理伝達は次のとおり実施する。

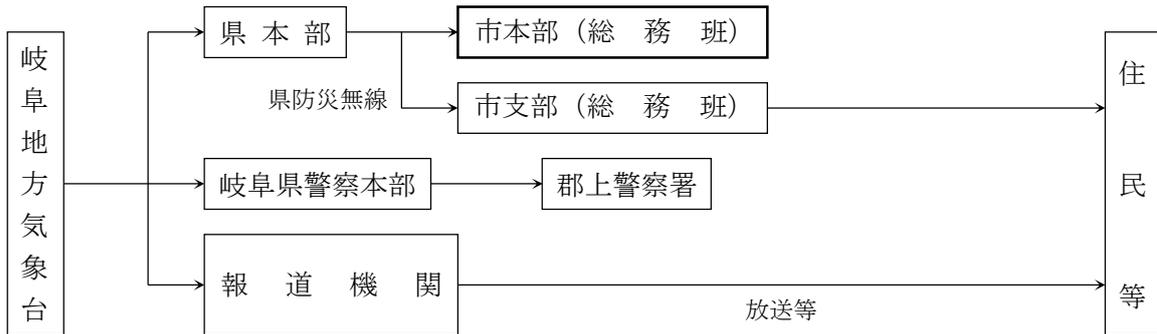
(1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点（資料12-2参照）で震度1以上を観測した場合、または必要と認める場合は、「地震情報」、「各地の震度に関する情報」等を発表する。

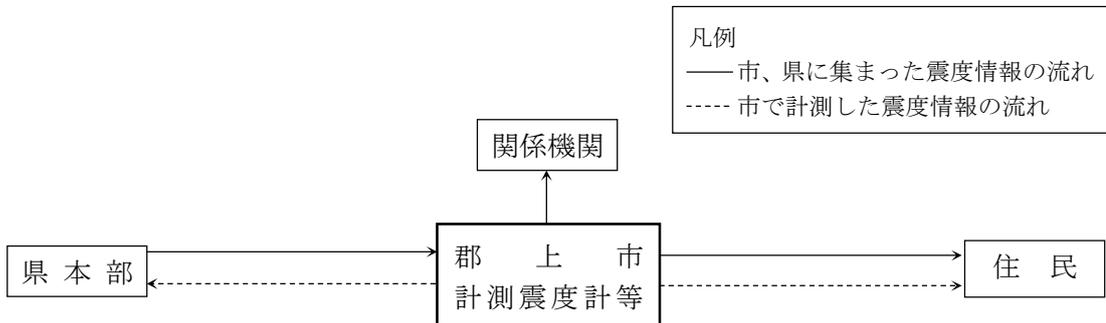
(2) 地震情報等の受理伝達

市本部総務班・市支部総務班は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

地震情報の伝達系統図



震度情報の伝達系統図



〔応急活動例〕

- ・被害推定
- ・職員非常参集
- ・警戒出動
- ・地域住民への広報
- ・応援要請等の対応方針の検討

2 被害情報等の収集、連絡

一般対策編第2章第6節「災害情報収集等の計画」に準ずる。

第4節 通信の確保

阪神・淡路大震災のときもそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話がかかりにくくなる。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要であり、情報通信体制の多重化、またアマチュア無線等各種メディアの活用を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第7節「災害通信計画」に準ずる。

第5節 避難対策

地震発生に伴い、人命の安全を第一に避難活動を実施し、及び避難路の安全性を確保する。

また、避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が生じることも考えられる。このため、これら弊害を除去し、最低限の生活環境が保持できるように避難所での生活環境の保持を図る。

具体的な避難対策については、一般対策編第2章第8節「避難計画」に準ずる。

第6節 消防対策

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

阪神・淡路大震災の消防活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。

同時多発する火災から生命、身体及び財産を守り、負傷者等の救出、救護するための消防対策については、一般対策編第2章第11節「消防計画」に準ずる。

第7節 水防対策

大規模な地震により堤防が損壊されることは、新潟県中越地震で見られた現象で、このような場合、大洪水が発生すると、その被害は未曾有のものとなる。このため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

1 水防情報の収集

(1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者、ため池（資料9-4参照）など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

(2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生をおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

2 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は水防管理者は、水防体制をとる。

(2) 水防計画

水防管理者及び河川管理者等、水防活動に関する計画は、「郡上市水防計画」の定めるところによる。

3 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第8節 警備対策

長期の避難生活に疲れた被災者が苦難に打ち勝って立ち直るには、安心して生活が送れる治安の確保が不可欠であることから、警察機関等は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締等の徹底を図り、社会秩序の維持に努める。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 交番、駐在所、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、県警ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を要請し、臨時困り事相談所等の開設をする。

3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

4 住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第9節 緊急輸送・交通規制対策

地震災害時には道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか、物資の供給等にも支障があり、一般道路とは別に緊急交通路を確保するため、警察機関等は交通規制を行うことが必要である。緊急輸送においては被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルート確保を図り、輸送順位を考慮のうえ、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置をする。

1 緊急交通路等の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、道路に関する情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。

(2) 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令を行うものとする。

(3) 放置車両の撤去等

警察官は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急交通車両の先導等を行うものとする。

(4) 自衛官、消防吏員の行う措置命令・強制措置

警察官がいない場合、自衛官又は消防吏員は上記①及び②と同様の措置命令・強制措置を行うことができる。

なお、措置命令をし、又は強制措置をとったときは、直ちに管轄の警察署長に通知するものとする。

(5) 障害物除去・応急復旧の実施

市長及びその他の道路管理者は、災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業を実施する。

2 交通規制の実施

一般対策編第2章第14節「道路交通対策」に準ずる。

3 ヘリコプター離着陸場等の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

4 輸送手段の確保

一般対策編第2章第15節「輸送計画」に準ずる。

第10節 医療救護対策

大規模な地震が起きると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失してしまう。また、医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気、ガス等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなりその機能は麻痺する。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速に医療班を編成する。また、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

具体的な施策については、一般対策編第2章第16節「医療救護計画」に準ずる。

第11節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすことになる。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の整備、復旧予定時期を明示し、民心の安定のため防災関係機関・医療機関への優先的復旧を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第18節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第12節 公共施設の応急対策

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急活動においても、極めて重要である。そのため、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先にした施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

- (1) 各道路管理者は、地震発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急交通路について最優先に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。
- (2) 道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関・消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

- (1) 河川等の管理者は、地震発生後、直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。
- (2) 堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

- (1) 土砂災害危険箇所の点検、状況把握
市本部建設班・市支部活動班は、がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難の体制をとるよう通知する。
- (2) 応急対策
市本部建設班・市支部活動班は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。

4 治山施設の応急対策

治山施設の管理者は、次のとおり治山施設の災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、余震、降雨等により二次災害の発生のおそれのある箇所の把握に努める。
- (2) 人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧を実施するものとする。
- (3) (2)の場合において、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。
- (4) 応急資材の確保に当たっては、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

5 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者は、次のとおり災害応急対策を実施する。

- (1) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- (2) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (3) 緊急輸送車両その他車両の配備
- (4) 複写機の非常配備、被災電算機及び複写機等の応急復旧
- (5) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (6) 飲料水の確保
- (7) エレベーターに閉じ込められた者の救出
- (8) 火気点検及び出火防止措置

第13節 災害広報

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。このため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の防止対策を講じ、情報の伝達は、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの他広報車、CATV、音声告知放送、防災行政無線、インターネットホームページ等多種多様な方法により行い、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第19節「災害広報計画」に準ずる。

第14節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。このため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速かつ的確な法の適用を図る。

具体的な施策については、一般対策編第2章第30節「り災者の救助保護計画」に準ずる。

第15節 被災者救援対策

大規模震災においては、被災者は着の身着のまま避難するケースが多く、その生命維持のため食料や水の供給が必要となる。避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要なため、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、的確かつ迅速な供給を図るとともに、災害時要援護者への十分な配慮をする。

1 給 水

一般対策編第2章第21節「給水計画」に準ずる。

2 食料供給

一般対策編第2章第20節「食料供給計画」に準ずる。

3 生活必需物資の供給

一般対策編第2章第22節「物資供給計画」に準ずる。

4 応急住宅対策

一般対策編第2章第9節「応急住宅対策」に準ずる。

第16節 応急教育対策

大規模地震が発生した場合、学校教育においては、児童生徒の安全確保が第一であり、最優先されるべきであるが、安否確認等に困難が生じ、学校の再開については、臨時校舎の確保についても考慮すべき問題である。教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となり、地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮するなど、学校教育に支障をきたさないよう措置する。また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

具体的な施策については、一般対策編第2章第23節「文教関係の応急対策」に準ずる。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、外国人、観光客、乳幼児、妊婦等のいわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救護体制を整備することが必要である。このため、要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。

具体的な施策については、一般対策編第2章第24節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

第18節 保健衛生対策

ごみ、し尿の収集・処理体制を確保するため、近隣の市町村との応援協力体制を整備するとともに、関連業界との協力体制についても整備に努める。

また、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。加えて、大規模な地震により、多数の死者が生じた場合には、遺体の安置及び処理を遅滞なく進める。

1 清掃

一般対策編第2章第25節「清掃計画」に準ずる。

2 防疫・保健衛生

一般対策編第2章第26節「防疫計画」に準ずる。

3 保健活動・精神保健

(1) 保健活動

市本部健康班は、郡上市医師会、郡上歯科医師会、郡上薬剤師会、病院等医療機関や保健師等を中心とした健康管理班を編成する。さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て次の保健活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

- ・避難所巡回保健チーム（医師1、保健師2、薬剤師1）
- ・精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- ・リハビリチーム（医師、理学、作業療法士、保健師、看護師）
- ・栄養チーム（栄養士1～2）
- ・臨床心理チーム（臨床心理士1～2）
- ・家庭訪問チーム（保健師1～2）
- ・仮設住宅訪問チーム（保健師1～2）
- ・避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

市本部健康班は、県と連携して、保健活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に共同して活動する。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備

イ 避難所における巡回健康相談等の実施

ウ 訪問指導の実施及び強化

結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施

エ 定例保健事業の実施

オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

(3) 精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

ア 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

(7) 住居をなくした精神障がい者の被災地外の施設への入所等の促進

(4) 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

イ 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

ウ 24時間精神科救急体制の確保

(7) 被災地外の精神科チーム配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

(4) 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

エ 治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

オ 被災者の心のケア

(7) 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及

(4) 心の健康に関しての相談体制の充実

a 精神科医、保健師等による常設の相談実施

b 民間の諸機関の協力による24時間電話での相談を受ける体制整備

c 避難所等への相談所開設

d 仮設住宅、家庭等への巡回相談

(7) 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

カ 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察、必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施する。

4 遺体の捜索、取り扱い及び埋葬

一般対策編第2章第27節「遺体の捜索、取り扱い及び埋葬計画」に準ずる。

第19節 ボランティア対策

災害時には、平常時と比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める。

具体的な施策については、一般対策編第2章第28節「ボランティア対策」に準ずる。

第20節 義援金品の募集、受付、配分

義援物資については、種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要である。また、受入れを希望する物資と受入れを希望しない物資を明確にし、そのリストを公表することが必要である。

義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するための、集積、引継ぎ、配分、管理等、必要な措置については、一般対策編第2章第29節「災害義援金品の募集配分計画」に準ずる。

第21節 建築物・宅地の危険度判定

地震発生後、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図る。なお、実施にあたっては、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下、「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき危険度判定活動を実施する。

1 実施責任者

郡上市（判定実施本部）

岐阜県（判定支援本部）

2 実施内容

(1) 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

(2) 実施主体の責務

ア 市の責務

市は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し判定活動に必要な措置等を講じる。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県へ判定士派遣等の支援要請を行う。

イ 県の責務

県は、市町村から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模によっては、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行う。

建築技術者等の派遣等により、積極的な市町村の活動を支援するものとする。